

# 大分県報

平成二十四年  
第二三六二号  
四月十日

（火曜日）

## 目次

### 告 示

|                           |   |
|---------------------------|---|
| 廃止処分場の指定区域の指定             | 一 |
| 大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出     | 二 |
| 土地改良法による換地計画の決定及び縦覧（県営事業） | 三 |
| 一般競争入札の実施                 | 四 |
| 都市計画事業の事業計画の変更（三件）        | 五 |
| 八                         | 七 |
| 六                         | 六 |
| 四                         | 六 |

### ○告 示

#### 大分県告示第二百七十二号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の第十七項の規定により、指定区域を次のとおり指定する。

区域の範囲を表示した図面は省略し、大分県生活環境部廃棄物対策課において、一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 指定区域（廃止済一般廃棄物最終処分場）

| 指定番号 | 指 定 する 区 域                       | 埋立地の区分 |
|------|----------------------------------|--------|
| 一廃一  | 国東市浜崎三三三六番一、三三三六番二、三三三六番三、三三三九番二 | ア      |
| 一廃一二 | 津久見市大字日見字久保浦三〇九番四                | イ      |

#### 二 指定区域（廃止済産業廃棄物最終処分場）

| 指定番号 | 指 定 する 区 域  | 埋立地の区分 |
|------|---|--------|
| 一廃一三 | 佐伯市大字最勝海浦二〇二  | イ      |
| 一廃一四 | 姫島村字追崎  | イ      |
| 一廃一五 | 豊後高田市白野鶴泊三九七  | イ      |
| 一廃一六 | 豊後大野市三重町上田原一九七三、一九三六番一、一九三六番四、一九三六番一〇、一九四六、一九五一、一九五四、一九九九番二〇、一九七一番一 | ア      |
| 産廃一  | 中津市東浜三三二  | エ      |
| 産廃二  | 中津市大字全徳字塚肌四五二   | エ      |
| 産廃三  | 中津市蛸瀬字下瀬七六五   | エ      |
| 産廃四  | 中津市福島南松二八八九   | エ      |
| 産廃五  | 字佐市大字宮熊下榎の木七九八  | エ      |
| 産廃六  | 中津市今津磯三三三、三三番四、三四番五   | ウ      |
| 産廃七  | 中津市三光大字白木字猪の口一七七七番一   | エ      |
| 産廃八  | 中津市大字鍋島字京泊り七七五番二、七七五番四、七七九番二  | エ      |
| 産廃九  | 中津市三光大字白木亀頭   | エ      |
| 産廃十  | 中津市三光大字白木字中ノ坪一五七七番一、一五七九番一、一五八〇番二                                   | エ      |
| 産廃十一 | 中津市大字上如水字別府一一七八番一   | エ      |
| 産廃十二 | 中津市大字鍋島字京泊り七八一番一、七七五番一、七七五番二  | ウ      |

|        |  |   |        |   |   |
|--------|--|---|--------|---|---|
| 産廃―十三  | 中津市大字福島字小山二七二五番一                           | 工 | 産廃―三十三 | 中津市大字福島字尻無二三三番一、二二三三  | エ |
| 産廃―十四  | 中津市大字是則字元林一二九五番三                           | 工 | 産廃―三十四 | 中津市大字福島字尻無二三三〇、二三三一   | イ |
| 産廃―十五  | 中津市大字福島字尻無二三三六、二三三七番一、二三七番二                | 工 | 産廃―三十五 | 中津市大字是則字開キ九九六番一   | イ |
| 産廃―十六  | 中津市大字福島字小山二七二二番一、二七一八番一                    | 工 | 産廃―三十六 | 中津市三光大字白木字久保畑六〇二番一  | イ |
| 産廃―十七  | 中津市大字今津字若幡八〇二                              | 工 | 産廃―三十七 | 中津市大字是則字開キ九九九番一   | イ |
| 産廃―十八  | 中津市三光白木字久保田六〇一番一                           | イ | 産廃―三十八 | 中津市大字是則字駄坪一〇一四番三  | イ |
| 産廃―十九  | 中津市大字福島字三反田九一五                             | ウ | 産廃―三十九 | 字佐市院内町大字副一五七六番一   | イ |
| 産廃―二十  | 中津市大字植野字塚ノ本一〇三四番一                          | 工 | 産廃―四十  | 字佐市大字西大堀字笹川五五五  | ア |
| 産廃―二十一 | 中津市大字犬丸字北又二三二五番三                           | 工 | 産廃―四十一 | 豊後高田市大字美和字野田ノ上三九九   | イ |
| 産廃―二十二 | 字佐市大字宮熊字東浜五五番一                             | 工 | 産廃―四十二 | 豊後高田市草地字ホ夕迫二九七七番二   | イ |
| 産廃―二十三 | 中津市大字今津字古屋一一二〇番一、一一二二                      | 工 | 産廃―四十三 | 豊後高田市水崎一五二四、一五二五番一、一五二六、一五二七  | ア |
| 産廃―二十四 | 中津市三光大字白木字猪の口一七七六番一                        | ウ | 産廃―四十四 | 国東市国見町鬼籠一八七六番五  | ウ |
| 産廃―二十五 | 中津市大字犬丸字中尾屋敷九〇一                            | 工 | 産廃―四十五 | 国東市武蔵町糸原二五五一番一  | ア |
| 産廃―二十六 | 中津市大字鍋島字西川原八三一番一                           | 工 | 産廃―四十六 | 杵築市本庄字大台一番三   | ア |
| 産廃―二十七 | 中津市大字犬丸字牛踏七二三番二、七二四番一                      | 工 | 産廃―四十七 | 日出町大神字江上四六四二番一、四六四五、四六四六、四六四八、四六五〇  | イ |
| 産廃―二十八 | 中津市三光大字上秣字片山八六一番一、八六一番二                    | 工 | 産廃―四十八 | 白杵市大字東神野字押垣八九の一   | イ |
| 産廃―二十九 | 中津市大字福島字尻無二三三一、二三三二番二、二三三三番三、二三三三番四、二三三三番五 | 工 | 産廃―四十九 | 白杵市大字久木小野字小藤田一〇九八、宇土一二四四、一二四五、一二四七番八、一二四七番一の二、一二四八、一二四九、一二五〇、藤畑一九八、一九九、二〇〇、二〇一、二〇二、二〇三、二一〇、二一二番一、前合一二五二、一二五五、一二五七、三百久保一四七、一四八、藤太一〇九四 柳畑一一〇八番二 | イ |

|        |  |   |   |   |   |
|--------|--|---|---|---|---|
| 産廃―五十  | 白杵市大字末広字過原二一六四番一、二二六五番三                                | ア | 産廃―六十七  | 珍珠町大字綾垣字古後七〇一番二四  | ア |
| 産廃―五十一 | 白杵市大字久木小野字小藤太一〇九五番一、一〇九五番二、一〇九六、一〇九七番二、二一一、二二二番一、二二三番一 | ウ | 産廃―六十八  | 中津市大字犬丸二二二五、二二二六、二二二九、二一三〇、二一三一、二一三三、二一三四、二一三五、二一三九、二一四三、二一四四、二一四五番一、二一四五番二、二一四六、二一四七、二一四八            | イ |
| 産廃―五十二 | 津久見市津久見字焼尾一四五三番一                                       | ア | 産廃―六十九  | 中津市大字犬丸二二三八、二二三九、二二四〇、二二四一  | イ |
| 産廃―五十三 | 津久見市津久見上青江字マカリタ  | エ | 産廃―七十   | 別府市大字鶴見字津留山一三三九番六   | ウ |
| 産廃―五十四 | 佐伯市大字弥生尺間字後谷二一五四番二                                     | ア | 産廃―七十一  | 中津市大字犬丸字北又二三一〇、二三一一、二三一二、二三一五、二三一六、二三二〇、二三二一、二三三二   | ウ |
| 産廃―五十五 | 佐伯市大字弥生小田一〇五九  | エ | 産廃―七十二  | 杵築市日野字新宮二三九一、二三九二、二三九九  | オ |
| 産廃―五十六 | 佐伯市北浜一一四四六番一   | ア | 産廃―七十三  | 杵築市日野字論田二九五〇番八、二九五〇番九、二九五〇番一〇、二九五〇番一一、二九五〇番一二、二九五〇番一三、二九五〇番一四、二九五〇番一五、二九五〇番一六、二九五〇番一七、二九五〇番一八、二九五〇番一九 | オ |
| 産廃―五十七 | 佐伯市字目大字小野市字赤木四八九二、四八九六、四九〇五番二、四九〇八                     | ア | 産廃―七十四  | 日出町大字真那井字弁天西一〇八九番三、一〇八九番四、一〇八九番五、一〇八九番六   | オ |
| 産廃―五十八 | 佐伯市字目大字小野市字赤木四八九二、四八九三、四八九三番二、四八九四、四八九五、四八九六、四八九六番二    | ア | 三埋立地の区分   |   |   |
| 産廃―五十九 | 日出町大字藤原五八〇二番一  | ア | ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第九条第五項（法第九条の三第十一項において読み替えて準用する場合を含む。）の確認を受けて廃止された一般廃棄物の最終処分場又は法第十五条の二の六第三項において読み替えて準用する法第九条第五項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地                       |   |   |
| 産廃―六十  | 豊後大野市三重町大字芦刈一〇三〇番三、一〇三〇番五                              | ウ | イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（平成九年法律第八十五号）第二条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第三項（同法第九条の三第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止の届出があつた一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条の二第三項において読み替えて準用する同法第九条第三項の規定による廃止の届出があつた産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地 |   |   |
| 産廃―六十一 | 豊後大野市小倉木字太田二   | ア |   |   |   |
| 産廃―六十二 | 豊後大野市三重町芦刈二一〇三番一、一一〇三番七、一一〇三番八                         | ア |   |   |   |
| 産廃―六十三 | 竹田市大字枝一八九三番一   | ア |   |   |   |
| 産廃―六十四 | 日田市大字内河野字大谷一六九九番一                                      | ア |   |   |   |
| 産廃―六十五 | 日田市大字山田字高ヶ平九九二、九九〇番五                                   | ア |   |   |   |
| 産廃―六十六 | 玖珠町大字森字小林四一一五番一、四一一五番二、四一一六番一                          | ア |   |   |   |

ウ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第九十五号）第一条の規定による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の規定による届出があつた一般廃棄物の最終処分場又は同法第十五条第一項の規定による届出があつた産業廃棄物の最終処分場のうち、平成四年七月四日以前に廃止されたものに係る埋立地

エ 市町村又は埋立処分を業として行つた一般廃棄物処分業者若しくは産業廃棄物処分業者が設置した許可又は届出の対象外の最終処分場（ただし、自らその事業活動に伴つて生じた廃棄物を処分する用に供するものを除くものとし、法の施行前に埋立処分が開始されたものにあつては、法の施行の際現に埋立処分の用に供されていたものに限る。）のうち、法施行後に廃止されたものに係る埋立地

オ 法第十九条の四の規定に基づく措置命令又は法第十九条の七の規定に基づく行政代執行により遮水工封じ込め措置又は原位置覆土の措置が講じられた廃棄物の埋立地

大分県告示第二百七十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十四年四月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

トキハイндASTロ一佐伯店

佐伯市大字池田字大エゴ二千二百九番地 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社トキハイндASTロ一

代表取締役 右 田 良 一

大分市明野東一丁目一番一号

3 変更した事項

(一) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所

変更前 株式会社トキハイндASTロ一

代表取締役 渡 邊 正 光

大分市府内町二丁目一番四号

変更後 株式会社トキハイндASTロ一

代表取締役 右 田 良 一

大分市明野東一丁目一番一号

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前 株式会社トキハイндASTロ一

代表取締役 渡 邊 正 光

大分市府内町二丁目一番四号

株式会社ケンミン

代表取締役 柴 山 洋 一

大分市西大道二丁目三番二十八号

株式会社カメラのキモト

代表取締役 木 許 龍 一

佐伯市大手町二丁目二番四号

株式会社ヤノメガネ

代表取締役 矢 野 峯 生

大分市中央町一丁目五番五号

有限会社長野商店

代表取締役 長 野 正 経

大分市弁天町一丁目六番四十五号

株式会社ニシジマ

代表取締役 西 島 世 晃

佐伯市大手町三丁目三番七号

株式会社明林堂書店

代表取締役 林 新 太郎

別府市山の手町十五番十五号

変更後

株式会社トキハイндASTロ一

代表取締役 右 田 良 一

株式会社ケンミン

代表取締役 大波多 茂 俊

大分市西大道二丁目三番二十八号

株式会社カメラのキモト

代表取締役 木 許 龍 一

佐伯市大手町二丁目二番四号

株式会社ヤノメガネ

代表取締役 矢 野 博 久

大分市中央町一丁目五番五号

有限会社長野商店

代表取締役 長 野 正 経

大分市弁天町一丁目六番四十五号

株式会社ニシジマ

代表取締役 西 島 世 晃

佐伯市大手町三丁目三番七号

株式会社明林堂書店

代表取締役 宮 脇 範 次

別府市山の手町十五番十五号

株式会社ユニクロ

代表取締役 柳 井 正

山口県山口市佐山七百十七番地一

#### 4 変更の年月日

(一) 設置者「株式会社トキハイ INDUSTRIES」住所変更 平成十七年六月二十五日

(二) 設置者「株式会社トキハイ INDUSTRIES」代表者変更 平成二十三年五月二十五日

(三) 小売業者「株式会社ユニクロ」出店 平成十六年十一月十九日

(四) 小売業者「株式会社ケンミン」代表者変更 平成十八年四月一日

(五) 小売業者「株式会社ヤノメガネ」代表者変更 平成十七年十月二十五日

(六) 小売業者「株式会社明林堂書店」代表者変更 平成二十二年二月一日

#### 二 届出年月日

平成二十四年三月十六日

#### 三 関係書類の縦覧

##### 1 縦覧期間

平成二十四年四月十日から同年八月九日まで

##### 2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

#### 四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十四年八月九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県南部振興局に提出しなければならない。なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

#### 大分県告示第二百七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成二十四年四月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
トキハイ INDUSTRIES 佐伯店

佐伯市大字池田字大エゴ二千二百九番地 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所  
株式会社トキハイ INDUSTRIES

代表取締役 右 田 良 一

大分市明野東一丁目一番一号

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

変更前 駐車場No.一 建物敷地南西側 百八十三台

駐車場No.二 建物敷地西側 百五十五台

駐車場No.三 建物敷地北西側 九十一台

駐車場No.四 建物敷地北側 五台

駐車場No.五 建物敷地北側 百台

合計五百三十四台

変更後 駐車場No.一 建物敷地西側 百四十九台

駐車場No.二 建物敷地北西側 八十五台

- 駐車場No.三 建物敷地北側 五台
  - 駐車場No.四 建物敷地北側 百三台
  - 駐車場No.五 建物敷地北西側 九十五台
  - 駐車場No.六 建物敷地西側 二十九台
  - 駐車場No.七 建物敷地北東側 三十八台
  - 駐車場No.八 建物敷地東側 二十一台
  - 駐車場No.九 建物敷地南東側 九台
- 合計五百三十四台

(二) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 駐車場No.一・四・五 午前八時三十分から午後十時まで

変更後 駐車場No.二・三 午前八時三十分から午後十時三十分まで

変更後 駐車場No.一・二 午前八時三十分から午後十時三十分まで

変更後 駐車場No.三・四・五・六・七・八・九 午前八時三十分から午後十時まで

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 駐車場No.一 敷地南側及び北側 四箇所

変更後 駐車場No.二 敷地南側、南東側、東側、北側及び西側 五箇所

所

駐車場No.三 敷地南西側、東側及び北東側 三箇所

駐車場No.四 敷地北東側 一箇所

駐車場No.五 敷地西側、南側、南東側及び東側 四箇所

合計十七箇所

変更後 駐車場No.一 敷地南側、南東側、東側、北側及び西側 五箇所

所

駐車場No.二 敷地南西側、東側及び北東側 三箇所

駐車場No.三 敷地北東側 一箇所

駐車場No.四 敷地西側、南側、南東側及び東側 四箇所

駐車場No.五 敷地東側 一箇所

駐車場No.六 敷地東側 一箇所

駐車場No.七 敷地西側 一箇所

駐車場No.八 敷地西側 一箇所

- 駐車場No.九 駐車場No.九南側 一箇所
- 合計十八箇所

4 変更する年月日

平成二十四年十一月十七日

二 届出年月日

平成二十四年三月十六日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成二十四年四月十日から同年八月九日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課及び大分県南部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成二十四年八月九日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県南部振興局に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営経営体育成基盤整備事業の施行に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し異議の申立てをすることができる。

平成二十四年四月十日

大分県知事 広瀬 勝 貞

地区名

縦覧期間

縦覧場所

丹川地区四工区

平二四・四・一〇から  
平二四・五・一まで

大分市役所

# ○公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。  
平成二十四年四月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

## 一 競争入札に付する事項

- 1 委託業務名 大分県旅券申請受付、作成及び交付等業務委託
- 2 委託業務の内容 大分県旅券申請受付、作成及び交付等業務に関する仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりに

3 委託期間 平成二十四年六月一日から平成二十五年三月三十一日まで

4 履行場所 仕様書のとおりに

## 二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 大分県内に本社又は支社等を有していること。

3 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等に係る競争入札に参加する者に必要な資格（平成二十年大分県告示第四百四十八号）に定める入札参加資格を取得している者であること。

4 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）により更生手続、再生手続等をしていないこと。

5 大分県が発注する物品等の製造の請負及び買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

6 財団法人日本情報処理開発協会が定めるプライバシーマークの付与の認定若しくはI S M S 認証を取得している者又は個人情報保護の取扱いに関してこれらを取得している者と同等の信頼性を有すると認められる者であること。

7 業務開始日までに旅券の申請受付、作成及び交付業務の経験者を三名以上確保すること。ただし、平成十九年四月一日から入札公告の日までに、地方公共団体が発注する旅券の申請受付、作成及び交付業務を履行した実績がある者はこの限りでない。

## 三 契約条項を示す場所及び日時

1 場所 大分市高砂町二番五十号 O A S I S ひろば21 三階

大分県企画振興部パスポート室（パスポートセンター）

電話 ○九七―五三六―一七八六

フアクシミリ ○九七―五三六―一四七六

2 日時 平成二十四年四月十日から同年五月八日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。）の午前九時から午後五時まで

四 入札説明書を交付する場所及び日時

1 場所 大分市高砂町二番五十号 O A S I S ひろば21 三階

大分県企画振興部パスポート室（パスポートセンター）

2 日時 平成二十四年四月十日から同年五月八日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前九時から午後五時まで

## 五 入札参加資格の確認

入札に参加を希望する者は、大分県旅券申請受付、作成及び交付等業務に係る一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された書類について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。

1 提出書類

(一) 申請書

(二) 担当者届

(三) プライバシーマークの付与の認定若しくはI S M S 認証を取得していることを証明するものの写し又はプライバシーマーク若しくはI S M S 認証と同等の信頼性を有する個人情報の取扱いの実施に係る届出書等

(四) 平成十九年四月一日から入札公告の日までに、地方公共団体が発注する旅券の申請受付、作成及び交付業務を履行した実績がある場合には当該契約書の写し

(五) 商業・法人登記簿謄本又は登記事項証明書  
(六) 会社概要に関する資料（パンフレット等）

2 申請書等の提出期限

平成二十四年五月一日（火）午後五時まで

3 申請書等の提出方法

持参又は郵送とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに大分県企画振興部パスポート室（パスポートセンター）に必着のこと。また、封筒に「大分県旅券申請受付、作成及び交付等業務に係る一般競争入札参加資格確認書類在中」と朱書きすること。

平成二十四年四月十日

大分県報（公告）

4 提出部数

各一部

六 入札説明会

実施しない。

七 入札の場所及び日時等

1 場所 大分市高砂町二番五十号 O A S I S ひろば21 四階 小会議室4

2 日時 平成二十四年五月十日（木）午前十時

八 開札の場所及び日時等

1 場所 七の1に同じ

2 日時 平成二十四年五月十日（木）午前十時

3 再度入札 開札をした場合において、落札者がなくときは、地方自治法施行令第百六十七条の八第三項により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、直ちにその場で行うものとする。

九 落札者の決定方法

1 有効な入札書で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を契約の相手方とする。

2 落札者となるべき同価の入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

十 入札保証金に関する事項

大分県契約事務規則（昭和三十九年大分県規則第二十二号）第二十条第三項第二号の規定により入札保証金の全部を免除する。

十一 無効入札に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

1 この公告に示した入札参加資格のない者のした入札

2 競争に際し、不当に価格をせり上げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

3 本件の入札について、二以上の入札書を提出した者のした入札

4 本件の入札について、二以上の入札者の代理人となった者のした入札

5 入札金額の訂正に訂正印のない入札

6 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

7 入札に際し、不正の行為を行った者による入札

8 提出書類に虚偽の記載を行った者のした入札

9 その他入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札

12 最低制限価格に関する事項

設定しない。

十三 その他

1 その他の詳細は、入札説明書による。

2 本件入札及び契約に関する事務を担当する部局 大分県企画振興部パスポート室

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定による大分都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が平成二十四年三月十六日付け九州地方整備局告示第五十二号をもってなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。  
平成二十四年四月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画事業の種類及び名称

平成十四年九州地方整備局告示第六十三号大分都市計画道路事業

三・四・三十五号鶴崎駅前松岡線

二 施行者の名称

大分県

三 事務所所在地

主たる事務所 大分県土木建築部都市計画課 大分市大手町三丁目一番一号

従たる事務所 大分県大分土木事務所 大分市向原西一丁目四番二号

四 事業地

1 取用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定による大分都市計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が平成二十

四年三月十六日付け九州地方整備局告示第五十三号をもつてなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成二十四年四月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画事業の種類及び名称

平成十年建設省告示第五百四十四号大分都市計画道路事業

三・二・六十七号下郡中判田線及び三・三・十一号萩原鬼崎線

二 施行者の名称

大分県

三 事務所所在地

主たる事務所 大分県土木建築部都市計画課 大分市大手町三丁目一番一号

従たる事務所 大分県大分土木事務所 大分市向原西一丁目四番二号

四 事業地

1 収用の部分

変更なし

2 使用の部分

変更なし

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定による別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業の事業計画の変更認可の告示が平成二十四年三月十六日付け九州地方整備局告示第五十四号をもつてなされたので、同法第六十六条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成二十四年四月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画事業の種類及び名称

平成六年建設省告示第九百二十九号別府国際観光温泉文化都市建設計画道路事業

三・四・十七号富士見通南立石線

二 施行者の名称

大分県

三 事務所所在地

主たる事務所 大分県土木建築部都市計画課 大分市大手町三丁目一番一号

従たる事務所 大分県別府土木事務所 別府大字鶴見字下田井十四番一号

四 事業地

1 収用の部分

平成六年建設省告示第九百二十九号、平成八年建設省告示第三百三十九号及び平成十八年九州地方整備局告示第六十六号の事業地のうち別府市大字南立石字野原、字上向原、字尾ノ上及び字本村地内において事業地を変更する。

2 使用の部分

変更なし

平成二十四年四月十日

大分県報（公告）

九